

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業に係る公募要領

25 食流機構第 295 号

改正 25 食流機構第 497 号

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構

第1 総則

地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業（以下「本事業」という。）に係る公募の実施については、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要綱（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 食産第 5383 号農林水産事務次官依命通知）、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業補助金交付要綱（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 食産第 5394 号農林水産事務次官依命通知）、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要領（平成 25 年 3 月 1 日付け 24 食産第 5395 号農林水産省食料産業局長通知）、地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業業務規程（平成 25 年 4 月 23 日付け 25 食流機構第 295 号）（以下「要綱等」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるものとします。

第2 趣旨

農山漁村には、再生可能エネルギーに活用可能な資源が豊富に存在しており、これらの資源を最大限活用し、再生可能エネルギーの導入を図ることにより、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化につなげていくことが重要となっています。

再生可能エネルギーの導入による農山漁村の活性化の効果を最大化するためには、農林漁業者又はその組織する団体（以下「農林漁業者等」という。）を始めとした地域の主体が主導する取組を育てていくことが重要です。しかしながら、現状では、金融機関が融資をちゅうちょする等により、再生可能エネルギー発電事業に取り組む農林漁業者等はほとんどおらず、その収入の地域への還元も十分に行われていません。

このため、農林漁業者等が参画し、農山漁村の資源を活用して行う再生可能エネルギー発電事業で得られた収入を地域の農林漁業の発展に活用するモデルを早期に確立し、このような取組の拡大を通じて、農山漁村の活性化を図ります。

第3 事業内容

農林漁業者等が参画し、農山漁村の資源を活用して行う再生可能エネルギー発電事業で得られた収入（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく再生可能エネルギー電気の売電による収入に限る。

以下同じ。)を地域の農林漁業の発展に活用するモデル的な取組の実施に必要な施設整備(太陽光発電施設及び木質バイオマス発電施設を除く。)を行います。

また、本事業の実施により収益が生じることに伴い、原則として、交付された助成金に相当する金額を発電設備の法定耐用年数で除した金額を、毎年度、公益財団法人食品流通構造改善促進機構(以下「機構」という。)に対し納付するものとします。

第4 応募者の要件

本事業に応募ができる者(以下「応募者」という。)は、農林漁業者、農林漁業者が組織する団体、民間事業者、企業組合、事業協同組合その他農林水産省食料産業局長(以下「食料産業局長」という。)が特に必要と認める団体(以下「特認団体」という。)であって、以下の要件を全て満たすものとします。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する者であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であって、定款、役員名簿、応募者の事業計画書・報告書、収支決算書等(これらの定めのない者にあつては、これに準ずるもの)を備えているものであること。
- 3 本事業により得られた成果(以下「事業成果」という。)について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国内に所在し、本事業全体及び交付された助成金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。
- 5 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 6 農林漁業者等が発電事業を行う事業体の資本金の過半を出資している等、農林漁業者等が事業体の意思決定を実質的に支配する体制が構築されている者であること。
- 7 要綱等に定めるとおり、特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とします。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約の定めがあること。
 - (4) 各事業年度ごとの事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

第5 助成対象経費の範囲

助成対象となる施設整備に要する費用の範囲は、以下のとおりとします。

- 1 測量費及び試験費
実施設計、測量試験等に必要経費

2 工事費

直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等施設整備に必要な経費

3 設備費

機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配電設備及びこれらに附帯する設備の購入、製造（改造を含む。）、据付け、輸送並びに保管に必要な経費

4 その他

その他設置工事のために直接必要な経費（工事雑費、工事費負担金等）

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出（千円単位）していただきますが、実際に交付される助成金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額と一致するとは限りません。

また、所要額に本事業に要する人件費（本事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、算定して下さい。

なお、助成対象事業費は、事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模については事業目的に合致するものでなければなりません。

第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 応募者が実施中又は既に終了している施設整備等に関する経費
- 2 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- 3 本事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 助成金の交付決定前に支出される経費（要綱等に基づく手続を経て交付決定前に本事業に着手する場合を除く。）
- 5 助成対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。）
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費として証明できない経費

第7 助成金額、助成率及び採択予定件数

助成金額は 252,810 千円以内とし、この範囲で事業実施に必要となる経費を定額で助成します。

なお、助成金額については、助成対象経費等の精査により減額することがありますので留意して下さい。

採択する件数は、助成金額の範囲内で1件を予定しています。

第8 本事業の実施期間

交付決定の日から平成 26 年 3 月 31 日までとします。

なお、発電に用いる再生可能エネルギー源の種類特有の事情により、平成 26 年 3 月 31 日を超えて実施する必要がある場合は、事業実施計画書（別添 1）の「（5）事業実施のスケジュール」欄に、そのスケジュール及び理由を明記して下さい。

第9 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類（以下「課題提案書等」という。）は、以下のとおりとします。

（1）課題提案書（別紙様式第 1）

提案の内容は第 2 の趣旨、第 3 の事業内容及び第 5 の助成対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、事業実施計画書（別添 1）及び費用対効果分析（別添 2）を添付して下さい。

（2）応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等）

- ① 応募者が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前 3 カ年分の決算（事業）報告書
- ② 応募者が民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び直前 3 カ年分の決算（事業）報告書
- ③ 応募者が特認団体である場合にあつては、当該団体の概要（別紙様式第 2）
- ④ 農林漁業者等が発電事業を行う事業体の資本金の過半を出資している等、農林漁業者等が事業体の意思決定を実質的に支配する体制が構築されていることを証する資料
- ⑤ 見積書

（注 1）①又は②に掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料として下さい。

（注 2）応募者が一者から過半の出資を受けている場合は、当該出資者の分についても①又は②と同様の資料を提出して下さい。

（注 3）⑤については、原則として 2 社以上から徴するものとし、1 社の場合は 2 社以上から徴することができない理由を記した書面を添付して下さい。

(注4) その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意願います。

(注5) 上記の資料はA4サイズ片面印刷で提出して下さい。

2 課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数

課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数については、公示に別途記載します。

3 課題提案書等の提出に当たっての注意事項

- (1) 課題提案書等は、様式に沿って作成して下さい。
- (2) 提出した課題提案書等は、変更することができません。
- (3) 課題提案書等に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領及び要綱等を熟読の上、注意して作成願います。
- (4) 応募者の要件を満たしていない者が提出した課題提案書等は、無効とします。
- (5) 課題提案書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (6) 課題提案書等の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAX 又は電子メールによる提出は、受け付けません。
- (7) 課題提案書等を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によって下さい。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにして下さい。
- (8) 提出後の課題提案書等については、原則として、資料の追加や差替えは不可とし、採択、不採択にかかわらず、返却はいたしませんので、御了承下さい。
- (9) 課題提案書等は、セット毎にクリップで綴じて、フォルダー等に収納の上、提出して下さい。
- (10) 提出された課題提案書等については、秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。
- (11) 一つの課題提案書等により、複数の異なる再生可能エネルギー発電事業に係る取組を応募することはできません。

第10 事業実施候補者の選定

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

(1) 書類確認

提出された課題提案書等について、応募要件（応募者の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。

なお、本要領及び要綱等に基づく要件を満たしていない者については、以降の審査の対象から除外されます。

(2) 事前整理

機構において、提出された課題提案書等について、事前整理を行います。また、

必要に応じて課題提案会を開催する場合があります。なお、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、機構が別に定めるところにより設置する地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施者選定委員会（以下「委員会」という。）の審査委員等からの質疑を受けていただきます。（課題提案会への参加に係る旅費は、応募者負担とさせていただきます。）

なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。

（３）委員会による審査

事前整理を踏まえ、委員会において審査を実施し、予算の範囲内において、得点が高い者から順に、事業実施主体となり得る候補（以下「事業実施候補者」という。）を選定するものとします。

２ 審査の観点

審査は、事業実施主体の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策等との関連性等を勘案して総合的に行います。

３ 審査の基準

（１）事業実施主体の適格性については、以下の項目について審査するものとします。

なお、課題提案書等の提出から過去３年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１７条第１項又は第２項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等又は間接補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

① 実施体制の適格性

ア 組織の財政基盤は安定しているか（一者から過半の出資を受けている場合は、当該出資者の財政的基盤が安定しているかを含む。）

イ 運営の公開制、透明性は高いか

また、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているか

② 取組の推進体制の妥当性

主たる責任者に管理能力があり、発電事業及び地域の農林漁業の発展に貢献する取組を行うために、これらの取組に関連する主体との調整及び連携を行う体制が構築されており、又は構築されることが確実と見込まれるか

（２）事業内容及び実施方法については、以下の項目について審査するものとします。

① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性

ア 現状の課題等を的確に把握し、事業の目的・趣旨と合致している提案内容であるか（事業実施計画に係る関係法令の許認可等を得ることが確実と見込まれるか、事業実施計画が地域の優良農地の確保や良好な自然環境の形成に悪影響を及ぼすものでないかを含む。）

イ 目的達成のための具体的な事業実施内容となっているか（地域に賦存する資源を効率的に利用する取組等により、地域の農林漁業の発展及び農山漁村の活性化に好影響を及ぼすことが期待されるかを含む。）

② 実施方法の効率性

事業実施スケジュールに無理がないか

また、速やかに発電事業を開始できるものになっているか

③ 経費配分の適切性

ア 事業内容に見合った経費で、精度の高い積算がなされているか

イ 最小の経費で、最大の効果を狙っているか（投資効率が1を超えているかを含む。）

(3) 事業の効果

① 成果目標

発電事業の持続性及び継続性が確実に見込まれるか

また、将来においても発電事業を継続できることを前提して売電収入の5%以上を地域の農林漁業の発展に貢献する取組に充当するものとしてその金額を目標として設定し、その目標を検証できる仕組みになっているか

さらに、事業内容及び実施方法から判断して、目標は実現可能か

② その他の効果

他団体の模範となるような波及効果が期待できるか

(4) 行政施策との関連性

東日本大震災の被災地の復興に貢献する取組である場合には、審査において特に考慮されます。

4 審査結果の通知

審査結果については、委員会における最終審査が終了次第、速やかに全ての応募者に対して通知する予定です。

審査結果の通知については、事業実施候補者には助成金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、助成金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。

事業実施候補者については、機構のホームページ等で公表します。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、事業実施候補者の決定に係る審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承下さい。

第11 交付決定に必要な手続等

事業実施候補者は、機構の指示に従い速やかに、要綱等に基づき助成金の交付を受けるため、事業実施計画の承認及び助成金交付申請書（以下「申請書等」という。）を機構に提出していただきます。申請書等を機構において審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただく場合があります。

第12 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合、申請段階（事業実施候補者として選定されていない段階）で、本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容、他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は事業実施候補者の選定の決定若しくは助成金の交付決定が取り消される場合があります。

第13 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

1 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負っていただきます。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行って下さい。

2 助成金の経理

助成金の経理（交付を受けた助成金に係る預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、助成金の経理に当たっては、要綱等に基づき、適正に執行すること。
- (2) 事業実施主体は、助成金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に助成金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生は除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業の設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します（事業実施主体の代表者には、帰

属しません。)

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（第 3 のなお書きによる納付額の累計が助成金相当額に達した場合を除く。以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち 1 件当たりの取得価額が 50 万円以上のものについて、助成金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合は、事前に、機構の承認を受けなければなりません。

なお、機構が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた助成金の額を限度として、その収入の全部又は一部を機構に納付していただくことがあります。

4 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた助成金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行っていただきます。また、機構は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めて下さい。また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであることを必ず明記し、発表した資料等については機構に提出して下さい。

- 5 本事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間にかかわらず、第三者に漏らすことを堅く禁じます。

第 14 本事業における利益等排除

本事業において、助成対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、助成対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何にかかわらず、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり、利益等排除の方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

事業実施主体が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- (1) 事業実施主体自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 事業実施主体の関係会社（上記（2）を除く。）

2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって助成対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって助成対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 事業実施主体の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって助成対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

第15 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、公募に関し必要な事項は公示で定めます。公示は、原則30日間、機構のホームページに掲載されます。また、この公示に併せて、機構は、公募開始等の周知に努めることとします。

附 則

この公募要領は、食料産業局長の承認のあった日（平成25年4月23日）から施行する。

附 則

この公募要領は、食料産業局長の承認のあった日（平成25年7月19日）から施行する。